

放送大学機関リポジトリ規程

平成 27 年 2 月 18 日

放送大学規程第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 放送大学（以下「本学」という。）は、本学所属教員の生産した学術成果および本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等を、放送大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に電子的な形式で恒久的に蓄積・保存し、学内外へ無償で公開することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する責務と貢献を果たすものとする。

(統括責任者)

第 2 条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(審議委員会)

第 3 条 リポジトリの管理運営に関し、必要な事項は、図書情報委員会において審議し決定する。

(事務)

第 4 条 リポジトリに関する事務は、情報部図書情報課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、図書情報委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。